(私の視点)夜間中学拡充へ 学習権保障、法整備が必要 関本保孝

朝日新聞 2015年10月27日



関本保孝さん

「文字が分からず役所の書類や病院の問診票が書けない」「文字も知らずに障がいもあり、二重の苦しみがある」「外国から来て地方に定住したが、学齢超過のため中学に入れず、東京の夜間中学に入学して高校を目ざした」――。多くの義務教育未修了者が抱えている困難だ。

夜間中学には、かつて学ぶ機会の得られなかった中高年、元不登校・ひきこもりの若者、中国からの帰国者や在日、難民らが学び、近年は国際結婚や仕事で定住する外国人やその家族も増えている。だが、多様な人たちのかけがえのない学びの場である夜間中学は東京、大阪など8都府県にわずか31校しかない。

この間、全国夜間中学校研究会や自主夜間中学の働きかけで、超党派の「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」が結成され、文部科学省も「各都道府県に1校以上の夜間中学設置」を打ち出すなど、政策を前向きに転換させてきている。だが今後、以下のような具体的な措置が必要だ。

一つ目は、夜間中学などの拡充に向けた議員立法の制定だ。義務教育未修了者の学習権保障を権利として位置づけ、調査、関係者との協議や意見聴取、自主夜間中学支援、広報、予算措置などの裏付けとなる法律制定がぜひとも必要だ。

二つ目は、2020年の国勢調査での教育項目改善だ。現在は学歴ゼロの「未就学者」の上は「小中学校卒業」となっているが、関係者は「小学校卒」と「中学校卒」を分け、「未就学者」と「小学校卒業者」の合計で「義務教育未修了者数」が分かるように改善を求めている。

三つ目は、国が積極姿勢に転じるなか、全国の自治体が学習権保障に本腰を入れることだ。国によるひきこもりに関する調査(10年)によると、「小中高での不登校」がきっかけとなっている者が1割以上いる。外国人への日本語や義務教育の保障は、地域の共生や発展のためにも必要だ。夜間中学によっては昼の生徒と交流し、学ぶことの意味や多文化共生の重要性を伝える機会ともなっている。

こうした施策によって社会のセーフティーネットが充実され、義務教育未修了者一人 ひとりの人生が輝くことを心から望む。

(せきもとやすたか 元夜間中学教員)